

狭山市高校生 YUME プロジェクト協働事業に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和7年1月31日

社会福祉法人狭山市社会福祉協議会

地域福祉担当

1. 目的

本プロポーザル（以下「本件」という。）の実施目的は以下のとおりとする。

- 地域とつながる将来の福祉人材の育成を目的に、まちづくりや社会課題の解決に関心を持つ高校生を中心とした若い世代とのつながりをつくり、地域包括ケアシステムを具現化することにより社会福祉法人狭山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が進める生活支援体制整備事業を着実に推進する。
- 本会との協働事業として、本会や事業者のそれぞれの強みを活かし、若い世代の活動者との連携・協働を進めることで、「高校生 YUME プロジェクト」をより効果的なものとする。
- 狭山市、地域包括支援センター、ケアマネジャー、介護保険サービス事業所、地域関係団体等の連携強化を図ることで、地域の活性化、地域福祉の推進につなげる。

2. 概要

(1) 事業名称

狭山市高校生 YUME プロジェクト協働事業

(2) 提案依頼内容

『狭山市高校生 YUME プロジェクト協働事業仕様書』のとおり

- ※ 高校生に限定せず、中学生から大学生までの年齢層を対象として差し支えない。
- ※ 高校生 YUME プロジェクトで立ち上げた各プロジェクトが令和 7 年度も継続される場合はその進捗管理を含むものとする。

(3) 提案限度額

助成金総額 年間 100 万円

ただし、人件費は本事業の助成金のうち 50%以内とする。

(4) 助成対象期間

令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日

(5) 参加資格

本件に参加する提案者は、次に掲げるすべての条件に該当するものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 狭山市の指名停止措置や入札参加除外措置を受けていないこと。
- ③ 別紙の提案依頼書で定める機能要件等について、充分に対応できる適正な管理体制を有すること。
- ④ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

- ⑤ 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていないものであること。
- ⑥ 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

3. 実施内容

(1) 実施スケジュール

1	令和 7 年 1 月 31 日（金）	提案依頼書の公表
2	令和 7 年 2 月 14 日（金）	質問書（様式第 3 号）提出期限
3	令和 7 年 2 月 28 日（金）	参加申込書（様式第 1 号）、提案書提出期限
4	令和 7 年 3 月 11 日（火）	プレゼンテーション審査
5	令和 7 年 3 月下旬	最終審査結果通知

(2) 協働事業候補者の選定の方法

- ① 事業者の選定は、評価委員会を設置し、同委員会が協働事業者を選定する。
- ② 提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、最高得点者を本業務に適した候補者として選定する。ただし、次の（3）評価基準のいずれかにおいて、一定の基準値に達しない項目がある場合は、この限りではない。

(3) 評価基準

本件に係る評価は、本会職員等から構成される狭山市高校生 YUME プロジェクト協働事業に係るプロポーザル審査委員会が行う。なお、評価基準は以下のとおりとする。

提案書等審査	狭山市高校生 YUME プロジェクト協働 事業要件表（様式第 4 号）に基づく評 価	75 点
	価格評価	25 点
プレゼンテーション審査	プレゼンテーション評価	100 点
合計		200 点

4. 質問書の提出

(1) 質問書の提出

本件に係る実施要領、提案書の作成又は提出に関して疑義がある場合は、以下の書類を提出すること。ただし、疑義なき場合は提出の必要はないものとする。

提出物	質問書（様式第 3 号）
提出方法	電子メール ※本会において質問書が添付された電子メールの受信を確認後、送信元に受信確認メールを返信します（件名に「狭山市高校生 YUME プロジェクト協働事業質問書」と明記すること）
メールアドレス	daihyou@sayama-shakyou.or.jp
提出期限	令和 7 年 2 月 14 日（金）
回答方法	電子メール ※質問は個別に回答するとともに、質問及び回答を狭山市社会福祉協議会のホームページに掲載します
回答予定日	令和 7 年 2 月 19 日（水）

5. 提案書等の作成および提出

(1) 文書類の規格等

本件に係る提出文書は、以下の規格に基づき作成すること。

- ① 言語は日本語とし、文字サイズは 11 ポイント以上とすること
- ② 用紙は A4 判縦長横書きとし、下部中央にページ番号を振ること。ただし、資料のレイアウト等の制約により必要がある場合は、A3 判を使用してもよいものとするが、その際は折込むこと
- ③ 印刷はカラーを可とする
- ④ 専門知識を有しない者へ配慮し、可能な限り専門用語あるいは略語等は使用せず、やむを得ず使用する場合は説明書きを付すること

(2) 提案書等の構成

提案書等（PDF）は以下の順で構成し、1 から 7 の順にファイル名に資料番号をつ

けること。

No.	文書名	様式等	ページ数制限
1	表紙	任意様式	1 ページ
2	提案書	任意様式	30 ページ以内
3	狭山市高校生 YUME プロジェクト 協働事業要件表	様式第4号	—
4	会社概要書	任意様式	10 ページ以内
5	実施体制計画書 ・業務実施体制 ・事業計画書	任意様式 任意様式	—
6	見積書	任意様式	明細がわかるもの
7	誓約書	様式第2号	—

(3) 表紙の作成方法

表紙は、以下の要領に基づき作成すること。

- ① 表題は、「狭山市高校生 YUME プロジェクト協働事業に係る提案書」とすること
- ② 事業者名、代表者名を記載すること
- ③ 提出年月日を記載すること

(4) 提案書の作成方法

提案書は、以下の構成により作成すること。

1	提案する事業の概要	提案する事業（対象、広報、プロジェクトの進捗管理）の概要について記載すること
2	「狭山市高校生 YUME プロジェクト協働事業仕様書」および「狭山市高校生 YUME プロジェクト協働事業要件表（様式第4号）」への対応	提案書の記載順に基づき、提案する事業の特徴、代表的な事業内容の説明、広報戦略、進捗管理体制等について記載すること また、提案する事業の今後の見通し（3～5年後）、その他の要件への対応についてあわせて記載すること
3	その他アピールポイント等自由記載	その他、提案書等に記載はないが、本会にとって有益と考えられる提案事項やアピールポイント等があれば記載すること

- (5) 狭山市高校生 YUME プロジェクト協働事業要件表（様式第 4 号）の作成方法
事業要件確認書は、以下の要領に基づき作成すること。

作成物	狭山市高校生 YUME プロジェクト協働事業要件表（様式第 4 号）
作成方法	①表中右上部に事業者名、代表者名、担当者名を記載すること
	②「対応状況」欄に以下のいずれか該当する記号を記入すること
	○ 対応予定
	△ 対応予定ではないが、希望により対応可能
	▲ 代替案で対応可能
×	対応不可
	③注釈事項があれば「備考」欄に記載すること

- (6) 会社概要書の作成方法

会社概要書は、以下の要領に基づき作成すること。

作成物	会社概要書（任意様式）
作成方法	会社の概要等を記載すること

- (7) 実施体制計画書の作成方法

実施体制計画書は、以下の要領に基づき作成すること。

作成物	実施体制計画書 ・業務実施体制（任意様式） ・事業計画書（任意様式）
作成方法	様式の項目に基づき内容を記載すること。

- (8) 見積書の作成方法

見積書は、以下の要領に基づき作成すること。

作成物	見積書（任意様式）
作成方法	消費税を含む金額が明記されていること
その他	人件費は助成金の 50%以内として見積を提出すること

- (9) 提案書等の提出方法

作成した提案書等は、以下の要領に基づき提出すること。

提出物	提案書等 1 部
提出先	社会福祉法人狭山市社会福祉協議会 地域福祉担当
提出方法	Eメール（メールアドレス daihyou@sayama-shakyou.or.jp ） ※本会において提案書等が添付された電子メールの受信を確認後、送信元に受信確認メールを返信します（件名に「狭山市高校生 YUME プロジェクト協働事業提案書」と明記すること）
提出期限	令和 7 年 2 月 28 日（金）午後 5 時

6. プレゼンテーション審査の実施

(1) 実施日等

本件に係るプレゼンテーション審査については、以下の要領で実施する。

実施予定日	令和7年3月11日(火) 午前中を想定しており、詳細は応募者数により調整する
実施場所	狭山市社会福祉会館 大会議室 (埼玉県狭山市入間川2丁目4番13号)
実施時間	各事業者 約40分以内 (プレゼン30分以内、質疑10分程度) ※事業者ごとの詳細な開始時刻等については、別途電子メールにて連絡する
実施内容	提出した提案書等に基づき、評価委員に対して提案事業のプレゼンテーションを実施すること 実施方法は事業者の自由とするが、大掛かりな機材の搬入や騒音等が発生しないよう留意すること
実施条件	①プレゼンテーションは公開とし、審査は非公開とする ②実施にあたって追加資料の提出は認めない ③プレゼンテーションには本業務に直接携わる予定担当者及び管理責任者が必ず同席すること ④プレゼンテーションに必要な機材は各事業者で準備すること(プロジェクター及びスクリーンは本会で用意します) ⑤本会からサンプルとしての写真データ等の提供を行うことはないものとする

(2) 最終審査結果の通知及び公表

提案書等の審査結果に係る通知及び公表は以下のとおりとする。

通知方法	事業者ごとに書面
通知予定日	令和7年3月下旬 発送予定
審査結果の公表	決定した協働事業候補者については、法人名・法人所在地・点数、その他の参加者については点数のみを通知日と同日に本会ホームページに公表する なお、審査結果及び内容に関する問い合わせ、異議等については一切受け付けない

7. 覚書の締結

本会は、最終審査結果により通知された協働事業候補者と、提案書等の記載事項に基づき覚書の交渉を行うこととする。

なお、辞退もしくはその他の理由により協働事業候補者と覚書の締結が困難となった場合は、次点の事業者と覚書の交渉を行う。

8. 失格条項

本件の参加事業者が次の各項のいずれかに該当する場合は、評価委員会において審査のうえ、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提案内容が本実施要領等に示された条件を満たさない場合
- (3) 提出内容に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、評価委員会が社会通念上、失格にあたる事由があると認める場合

9. その他留意事項

- (1) 提出を受けた文書等は返却しない
- (2) 本件への参加に要するすべての経費については、参加事業者の負担とする
- (3) 提出を受けた文書等は、本会の選定に係る作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある
- (4) 本件に係る情報公開請求があった場合は、社会福祉法人狭山市社会福祉協議会情報公開規程（平成14年4月1日施行）に基づき、提出書類を公開する場合がある
- (5) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある

以上